

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

水質が良好な河川や茂った河畔林の多い河川など、自然が豊かで多くの動植物が生息・生育・繁殖している地域については、動植物を可能な限り保全し、自然を活かした水辺環境の整備を行う。

河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬・淵の保全や十分な幅をもつ河道にするなど多自然川づくりの考え方にて、動植物が生息・生育・繁殖できるような水辺環境の整備を行う。

市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の人々の意見もふまえ、気軽に人々が川に親しむことのできる水辺空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・整備に努める。

上記の整備にあたっては、特に貴重種の生息が確認されている場合、専門家の意見を聴くなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・整備に努める。

河川の水質や河川空間の保全に取り組むとともに、下水道、環境部局などの関係機関及び地域住民との連携を図る。

水辺景観の保全、利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、農業や発電等の利水者と十分な連絡調整を図る。